## 発議第34号

解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書に ついて

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

平成26年12月25日提出

熊本市議会議員 東すみよ

田上辰也

福 永 洋 一

西 面 誠 也

同 益 田 牧 子

熊本市議会議長 三島良之 様

## 意 見 書 (案)

解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回されるよう要望いたします。

## (理由)

7月1日、安倍政権は、国民多数が反対する中で、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲の「閣議決定」を強行しました。

「閣議決定」は、「憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されない」という従来の政府見解を180度転換し、「海外で戦争する国」への道を開くものです。憲法改定に等しい大転換を「閣議決定」で強行するというのは、立憲主義を根底から否定するものであり、到底認められません。

(1)武力行使にいたらない侵害(グレーゾーン)への対処、(2)自衛隊の「戦地」派兵拡大、(3) 集団的自衛権の行使容認など「武力行使」要件の拡大の3本柱で構成された閣議決定は、「他国に 対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が限 底から覆される明白な危険」で、現行憲法のもとでは許されない武力行使が可能となります。し かも、武力行使を行う地理的な制限がなくなり、時の政府の判断でいくらでも拡大でき、自衛隊 を世界中の「戦闘地域」に派兵できるようにしています。

これまで内閣法制局長官が、「行使できないのは憲法9条の制約である。我が国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」と答弁してきたことが憲法や法律の政府統一見解となっており、集団的自衛権行使は憲法上許されないとされてきました。

「閣議決定」を具体化し、「海外で戦争する国」を目指す立法措置の動きは、そのどれもが憲法 に真っ向から背反するものであり、断じて許されません。

よって、政府におかれては、日本の自衛とは無関係に、海外で戦争をする国となる集団的自衛権の行使を容認する憲法違反の「閣議決定」を撤回されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 防 衛 大 臣 宛 (各通)